

一般社団法人 日本妊娠高血圧学会
学術研究助成金 内規

第1条（趣旨）

妊娠高血圧症候群に関する研究の発展のため、学術委員会に提案された妊娠高血圧症候群に関する研究（案）のうち、研究の施行が妥当と判断される研究に対し研究費を助成する。

第2条（学術研究の定義）

1. 学術委員会において学術研究（案）を決定する。
2. 主に多機関共同研究とし、期間は2～3年（必要に応じて延長を認める）で論文作成まで至ると予想される研究とする。
3. 研究代表医師は、同時に2つまで学術研究を平行して実施可能とする。なお、研究分担医師としての参加については制限を設けない。

第3条（助成資格）

1. 助成を受ける資格は、本学会の正会員である者とする。
2. 学術研究（案）の各研究代表医師が学術研究助成金交付申請書を学会に提出し、学術担当理事から承認を得たあと、さらに理事会の承認を得る。

第4条（助成金の決定）

1. 助成金の年間予算額は、理事会で決定する。
2. 基本2年間を上限とする。ただし3年以降も継続する必要がある研究に限り、それまでの申請額が2年間の総額内であれば、その額内で3年目以降も引き続き申請が可能とする。ただし、理事会に報告し承認を得る。
3. 学術研究を実施・報告する際にかかる必要な経費への助成とし、不正な使用や理事会において学術研究に関係しないと判断される申請については助成されない。
4. 使用した分のみ申請が可能であり、未使用の分については申請できない。

第5条（学術研究の研究代表医師の責務）

学術研究の研究代表医師は以下の責務を負う。いずれのひとつでも守られない場合、助成金交付は停止されかつ次回以降の研究代表医師として承認されない。

1. 研究代表医師は、研究開始前に学術研究助成金交付申請書、1年に一度会計報告書、及び進捗状況報告書、また、研究終了後に研究終了報告書を学会に提出する。
2. 研究代表医師は、研究成果を日本妊娠高血圧学会学術集会で報告し、論文として報告することを基本的責務とする。
3. 研究成果を報告する場合、必ず“日本妊娠高血圧学会の学術助成による研究”または

“This work was supported by Japan Society for the Study of Hypertension in Pregnancy Research Grant” と付記する。

第6条（補則）

本内規の変更は学術委員会で行い、理事会の承認を得る。

（附 則）

本内規は2022年10月29日より発効する。